

食事は我慢できても、トイレは我慢できません。1人に対し1日5回分を最低3日分、できれば7日分は災害時の備蓄トイレを用意しましょう。



災害時の備蓄トイレって？

災害時の備蓄トイレは主に以下2種類があります。

<p>携帯トイレ</p>  <p>自宅の便器に設置して使用する便袋(し尿を貯める袋)</p>	<p>簡易トイレ</p>  <p>便器が壊れた場合に使用する、簡易的な便器</p>
--	---

災害時にトイレは使えなくなるの？

- 災害による停電でポンプの水を汲み上げられない
- 地震による断水等によりトイレの水が流せないなど、トイレが使えなくなる事態が想定されます。

食べ物や水以外に
トイレの備蓄も大切だね



◆ 非常持ち出し品の例示

非常持ち出し品

自分に必要なものをまとめておきましょう。

- 非常食
 飲料水
 タオル
 着替え
 ティッシュ
 常備薬
 貴重品(財布、印鑑)
 携帯電話・スマートフォン
 モバイルバッテリー
 充電器
 歯ブラシ
 めがね
 携帯トイレ

〈女性〉 生理用品

〈乳幼児〉 おむつ ミルク

〈高齢者〉 必要な医薬品

〈ペット〉 リード ケージ エサ

〈その他書いてみよう〉

-



備蓄と非常持ち出し品の違いって？

備蓄は地震発生後に自宅で生活する際に必要なものです。

非常持ち出し品は、緊急的に自宅から離れる際に持っていくものです。定期的の中身を見直すことで、いつでも活用できるようにしましょう。また、いざという時のために持ち出しやすい場所で保管するほか、両手が使えるようにリュックがおすすめです。

2-5 火災への備え

初期消火は何より大切！

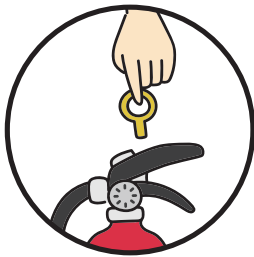
地震による火災はもちろん、住宅火災を防ぐためにあらかじめ対策をしましょう。

◆ 消火器の使い方

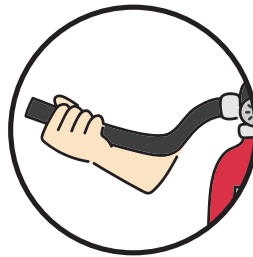
初期消火として有効な手段で、平常時での火災のみならず、地震時の火災による被害を大きく減らすことができます。



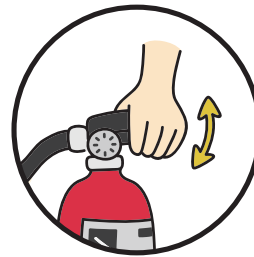
① ピンを抜く



② ホースを火元に向ける



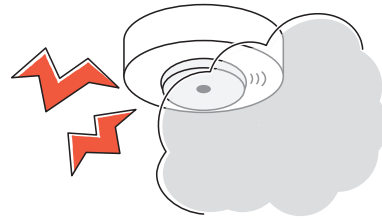
③ レバーを握る



◆ 住宅用火災警報器

煙や熱を自動で感知し警報音で火災発生を知らせることで、被害軽減につながります。

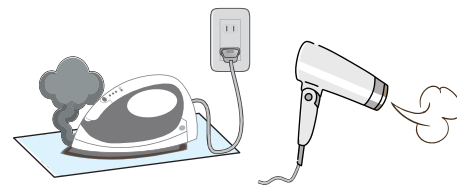
機器の交換はおおむね10年に1度です。定期的に点検しましょう。



◆ 通電火災に注意

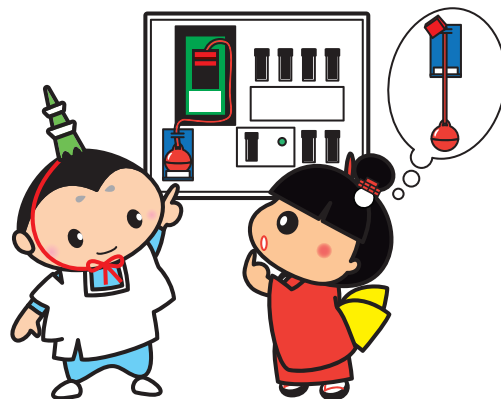
停電が回復して通電したときに、水に濡れた家電製品などから火災が発生する恐れがあります。自宅から避難する際には、ブレーカーを切って、通電火災を防ぎましょう。

例：電気ストーブ、アイロン等の電気機器の電源が入ったまま再通電したことにより、接していた可燃物を過熱し出火



◆ 感震ブレーカー

地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときに、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具です。通電火災の予防につながります。



1 地震について学ぼう

2 地震に備えよう

3 地域の取組みを知ろう










4 もし被災したら…

5 非常時はここを確認！

2-6 情報収集

正しい情報で正しい行動！

災害時には、様々な手段で情報が発信されます。事前に情報収集が可能な手段を確認しておきましょう。

<p>防災行政無線</p> 	<p>区内の小・中学校や公園などに設置している屋外スピーカーです。放送終了後2時間以内であれば、放送内容を電話応答サービス（03-5608-6274）で確認することができます。</p>		
<p>すみだ安全・安心メール</p> 	<p>区内で発生した災害情報などをメールで受信できます。携帯電話やパソコンなどのメールアドレスを登録しておきましょう。</p> <p>ご利用の携帯電話などから空メールを送信するか、QRコードを読み取って送信します。登録用のメールが送られますので、案内に従って登録します。登録後、防災情報などをメールで受信できます。</p> <p>s.sumida-city@raidan2.ktaiwork.jp</p> <p style="text-align: right;">すみだ安全・安心メール </p>		
<p>墨田区公式ホームページ</p>  <p>墨田区公式ホームページ</p>	<p>墨田区危機管理エックス</p>  <p>墨田区危機管理エックス</p>	<p>墨田区公式フェイスブック</p>  <p>墨田区公式フェイスブック</p>	<p>墨田区LINE公式アカウント</p>  <p>墨田区LINE公式アカウント</p>
<p>墨田区避難所開設状況システム</p>	<p>区内の避難所の場所や開設状況、混雑状況、現在地からの経路が、リアルタイムでわかるものです。</p> <p style="text-align: right;">墨田区避難所開設状況システム </p>		
<p>テレビ</p> 	<p>地上デジタル放送視聴時に、リモコンのdボタンから確認できます。</p>		

<p>ケーブルテレビ</p> 	<p>地上デジタル放送の11チャンネルで、区の避難情報などを確認できます。</p>
<p>ラジオ</p> 	<p>レインボータウンFM (88.5MHz) で、区の避難情報などを確認できます。ラジオでは、停電時やインターネット回線が使えない場合でも情報を手に入れることができます。予備の電池も用意しておきましょう。</p>
<p>緊急速報メール</p> 	<p>対象エリアにいる方の携帯電話に避難情報などを配信するサービスです。回線混雑の影響を受けずに無料で受信することができます。ただし、通信中や電波の状況で受信できないことがあります。対応機種は各携帯電話会社に確認しましょう。</p>
<p>東京都 防災アプリ</p>	<p>災害情報のほか、防災の基礎知識や暮らしの中でできる防災対策などが確認できます。</p>  <p>東京都防災アプリ</p>
<p>災害用 伝言サービス</p>	<p>地震などの大きな災害が発生した場合に、通信各社では通信の混雑の影響を避けながら、家族や知人との間での安否の確認や避難場所の連絡等をスムーズに行うため、固定電話・携帯電話・インターネットによって、以下の「災害用伝言サービス」を提供しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 災害用伝言ダイヤル (171) • 災害用伝言板 • 災害用伝言板 (web171) <p>詳しくは総務省のホームページへ</p>  <p>災害用伝言サービス</p>

すみ  だ・ぼうさいコラム

コラム3

墨田区アマチュア無線局非常通信協力会

大地震などで電話が不通になった場合、無線は大変有効な通信手段となります。このため区では、防災行政無線のほかに、アマチュア無線有資格者で結成された「墨田区アマチュア無線局非常通信協力会」と協定を結び、災害時の情報の確保に備えています。

1 地震について学ぼう

2 地震に備えよう

3 地域の取組みを知ろう

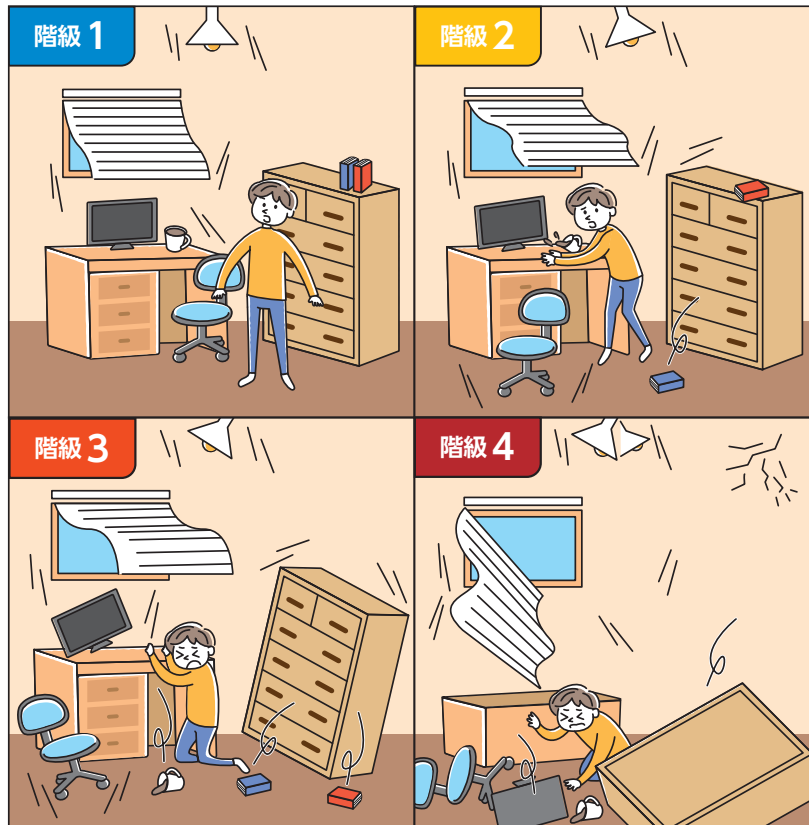
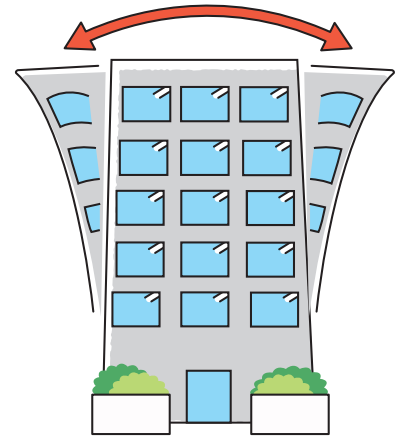
4 もし被災したら…

5 非常時はここを確認!

2-7 マンションの防災対策

長周期地震動

大きな地震で生じる、周期（揺れが1往復するのにかかる時間）が長い大きな揺れのことを長周期地震動と言います。長周期地震動により、高層ビルは大きく長時間揺れ続けることがあります。また、長周期地震動は遠くまで伝わりやすい性質があり、地震が発生した場所から数百km離れたところでも大きく長く揺れることがあります。長周期地震動による大きな揺れにより、家具類が倒れたり・落ちたりする危険に加え、大きく移動したりする危険があります。家具類や照明機器などが「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」空間に身を寄せ、揺れがおさまるまで様子を見ましょう。



長周期地震動階級	人の体感・行動	室内の状況
長周期地震動階級 1 (やや大きな揺れ)	室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。驚く人もいる。	ブラインドなど吊り下げものが大きく揺れる。
長周期地震動階級 2 (大きな揺れ)	物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。
長周期地震動階級 3 (非常に大きな揺れ)	立っていることが困難になる。	固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。
長周期地震動階級 4 (極めて大きな揺れ)	立っていることができず、這わないと動くことができない。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。

エレベーター

揺れを感じたら、すべてのボタンを押し停止した階で降りてください。揺れを感じると自動的に最寄階に停止し、ドアが開く安全装置（自動停止装置）が付いているエレベーターもあります。

〈運転停止に備えて〉

エレベーター停止後に食料や飲食物を運ぶのは、高層階ほど大変です。日頃から各家庭で備蓄しておきましょう。



地震時管制運転装置

地震発生

自動的に最寄階へ停止し、扉が開く

エレベーターが一定の揺れを検知すると、自動的に最寄階に停止し、扉を開放し、利用者の避難を促します。

一定時間経過後に扉が自動的に閉まる

最寄階で扉が開いた後、しばらくすると自動的に閉まります。閉まった扉は中から開くことができます。

揺れが軽微だった場合 (初期微動センサー付きの場合)

軽微な揺れだった場合は、一定時間が経過した後、通常の運転に自動的に復帰します。

揺れが大きかった場合

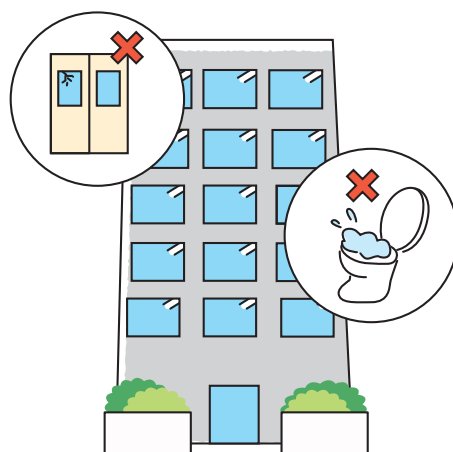
強い揺れ（震度4以上程度）で運転を休止した場合は、エレベーターに損傷がない場合でも技術者の点検を受けるまで復帰しません。

マンションならではの注意

日常生活においてエレベーターが欠かせない高層マンションなどでは、共有設備が被害を受け、復旧までに時間がかかり、避難生活が長引く恐れがあります。あらかじめ避難行動を検討しておきましょう。

〈災害が発生したら…〉

- エレベーターが故障している可能性があります。乗らないようにしましょう。
- トイレなどが逆流する可能性があります。下水の状況が確認できるまでは、すぐに水を流さないようにしましょう。



1 地震について学ぼう

2 地震に備えよう

3 地域の取組みを知ろう

4 もし被災したら…

5 非常時はここを確認！

2-8 事業所の防災対策

地域防災の担い手として、事業所が果たすべき役割や責務について確認しましょう。

事業継続計画（BCP）の作成

企業が被害を最小限にとどめ、早期復旧すべき事業を特定し、その継続のための方法や手段を決めておく計画のことです。あらかじめ計画しておくことにより、災害時の早期復旧が見込まれ、企業としての社会的信頼にもつながります。

防災計画の作成について

東京都内のすべての事業所は、東京都震災対策条例に基づき、事業所単位で防災計画を作成しなければなりません。

この事業所防災計画は、

- ①「震災に備えての事前計画」
- ②「震災時の活動計画」
- ③「施設再開までの復旧計画」

の3つを定める必要があり、以下の表に応じて作成します。

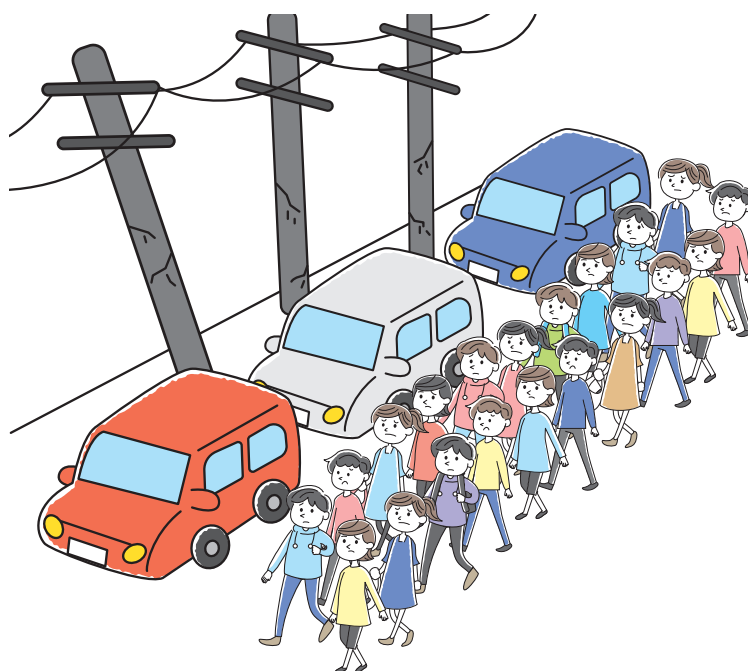


あなたの事業所の形態は？		事業所防災計画の作成要領	消防署への届出の要否
一般事業所	防火（防災）管理者の選任が必要な事業所	防火（防災）管理に係る消防計画の中に含めて作成します。	必要
	上記以外の事業所（小規模事業所）	単独に事業所防災計画を作成します。	不要
危険物施設を有する事業所	予防規程の作成が必要な危険物施設	予防規程の中に含めて作成します。	必要
	予防規程の作成が不要な危険物施設	単独に事業所防災計画を作成します。	不要
防災対策上重要な施設として知事が指定する施設を管理する事業所（都市ガス・電気・鉄道・道路・通信事業者）		指定公共機関として事業所防災計画に指定すべき事項を定める。	必要

出典：東京消防庁ホームページ電子図書館「職場の地震対策」

一斉帰宅の抑制

発災直後は交通機関が麻痺し、多くの方が駅や道路に滞留します。大きな混乱の中で従業員を帰宅させることは、二次被害（集団転倒や建物倒壊の被害など）にあう可能性を高めます。さらには、人命救助の妨げとなってしまう恐れがあるため、発災後72時間は安全な場所にとどませるよう従業員に周知しておきましょう。



備蓄

従業員の3日分の食料や飲料水などを備蓄しておきましょう。さらに、来社中の顧客や取引先などのために、その10%程度を余分に備えることが望ましいです。



一時滞在施設

帰宅が困難となった人を一時的に受け入れる施設です。区と協定を締結し、受け入れ態勢の整備にご協力をお願いします。

災害時帰宅支援ステーション

帰宅困難者の徒歩支援をする場所です。原則として発災後4日目以降に東京都と協定を締結しているコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなどが可能な範囲で支援（水道水の提供、トイレの使用、道路情報の提供など）を行います。



東京都
帰宅困難者に対する支援

1 地震について学ぼう

2 地震に備えよう

3 地域の取組みを知ろう

4 もし被災したら…

5 非常時はここを確認！

支援を必要としている
人がいます！

2-9 要配慮者の防災対策

備えが必要なもの

災害時には、寝たきりの方や施設利用の高齢者、障害者等の自ら避難することが困難な方が被害を受けることがありますので、様々な備えをしておくことが重要です。

視覚

白杖、点字盤

支援者

誘導する際は常に話しかけて周囲の状況を伝えましょう。

聴覚

補聴器の電池、筆記用具

支援者

筆談をするときは内容を簡潔にし、ゆっくりはっきり発音しましょう。

知的

薬の処方箋の明細、かかりつけ医療機関の情報

支援者

気持ちを落ち着かせ、パニックにならないように接しましょう。

精神

薬の処方箋の明細、かかりつけ医療機関の情報

支援者

本人の不安を和らげるように接しましょう。

肢体
不自由

杖、車いす

支援者

声をかけあって3~4人で対応しましょう。

車いすで避難誘導するときは、ゆっくり搬送しましょう。



内部障害

常用の薬、医療器具

支援者

荷物を代わりに持つなど、本人の負担を軽減できるように支援しましょう。

ヘルプカード

障害のある方が、災害時等に周囲の方に示して手助けしてほしいことを伝えるために使うカードです。墨田区役所3階の障害者福祉課や各出張所等で配布しているほか、区公式ホームページからダウンロード可能です。



ヘルプマーク



墨田区
ヘルプカード

妊産婦、乳幼児

過去の災害では、以下のような影響が見られました。

妊産婦 流早産のリスク、出産への不安、母乳の減少、子育て意欲の減少

対策 自分自身の身体の状態に目を向けましょう。できるだけ身体を温めましょう。

乳幼児 ミルクを飲まない、落ち着きがなくなる、感情が激しくなる

対策 抱きしめたり話を聞いてあげたりして安心させましょう。



マタニティマーク



外国人

• やさしい日本語を活用して、コミュニケーションを図りましょう。

活用例 避難しましょう ▶ 逃げましょう

• 日本語が全く分からない場合は、翻訳機を活用しましょう。

• 外国人向けの防災情報を確認しましょう。



墨田区
外国人向けの防災情報

1 地震について学ぼう

2 地震に備えよう

3 地域の取組みを知ろう

4 もし被災したら…

5 非常時はここを確認!

要配慮者

◆ 墨田区要配慮者避難支援プラン

近年の災害において、犠牲者の多くは迅速に避難することが困難な高齢者や障害者であり、地域ぐるみで要配慮者に対してサポートする仕組みづくりが大変重要になっています。墨田区では、障害のある方や高齢者といった要配慮者への支援策として、「墨田区要配慮者避難支援プラン」を作成しています。このプランは発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において、要配慮者の避難行動及び避難生活の円滑化を図ることを目的としています。



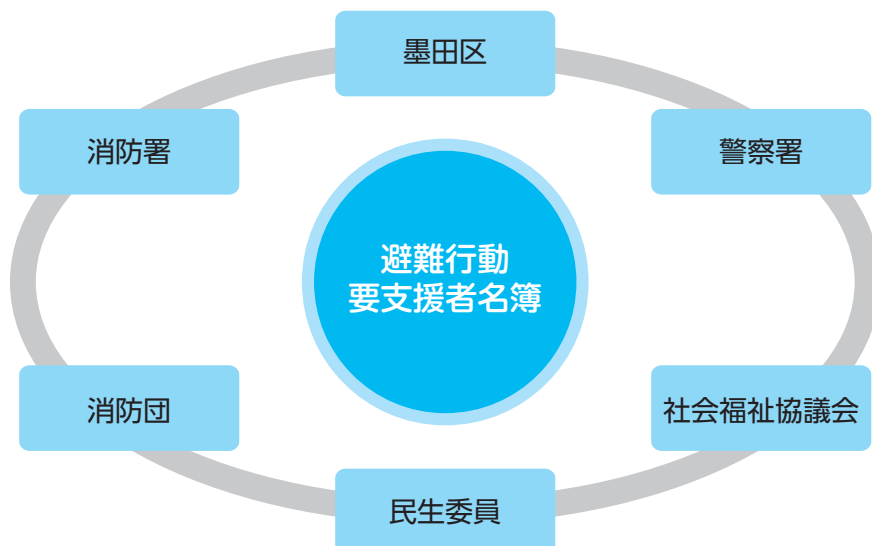
災害時の要配慮者の例



墨田区
要配慮者避難支援プラン

◆ 避難行動要支援者名簿

墨田区では、支援活動の円滑化のため、要配慮者のうち、特に支援を必要とする方を載せた「避難行動要支援者名簿」を作成しています。発災前の備えや、災害時の安否確認などで活用するため区と協定を結んでいる、警察署、消防署・消防団、社会福祉協議会、民生委員と名簿を共有しています。



2-10 ペットの防災対策

ペットは家族

同行避難の考え方

- 墨田区では災害時、ペットと一緒に避難所に避難する「同行避難」は可能ですが、動物アレルギーの方もいる恐れがあるため、人と同じところに避難して生活することはできません。人の避難スペースとは別の場所にペット用スペースを用意します。
- ペットと一緒に避難所に避難する際は、ケージ、リード、エサなど必要なものを飼い主が用意し持参してください。

※盲導犬や介助犬、聴導犬は飼い主と同一空間で生活できるように配慮します。

事前の備え

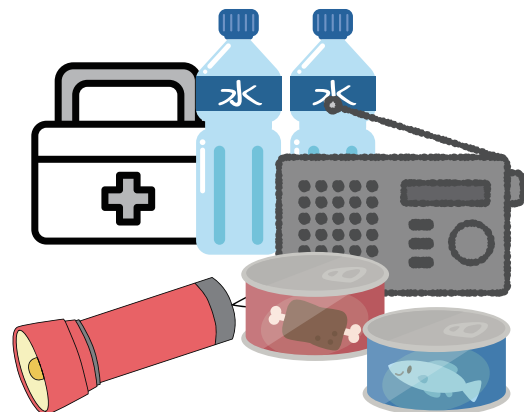
- 日頃から必要なしつけと健康管理を行いましょう。
- ノミやダニ対策に加えて、各種ワクチン接種をしておきましょう。
- 令和4年6月1日から、販売される犬や猫についてマイクロチップ装着が義務化されました。すでに飼っている方は努力義務ですが、離ればなれになったときに備えて、ご自身のペットにも装着を検討しましょう。



[ペットのための防災用品]

下記の防災用品を参考にして、ペットの命や健康に関わるものを最優先に、ペットの防災用品を準備しましょう。備えたものがすぐに持ち出せるよう、取り出しやすい場所に保管することも大切です。

- ペットフードと水 (最低5日分できれば7日分)
- 常備薬、療法食
- 食器
- トイレ用品 (トイレシート、猫砂、新聞紙)
- 健康の記録
- 写真
- 首輪&リード
- ケージ、キャリーバッグ
- その他 ガムテープ、おもちゃ等必要なもの



1 地震について学ぼう

2 地震に備えよう

3 地域の取組みを知ろう

4 もし被災したら…

5 非常時はここを確認!

3

地域の取組みを 知ろう



ひとりひとりが出来ること

3-1 自助・共助・公助の重要性

災害の被害を最小限に抑える為には、自助・共助・公助の連携が大切だと言われています。日頃から協力し合うことで、災害時に助け合えるようにしましょう。

区民の責務 自助、共助

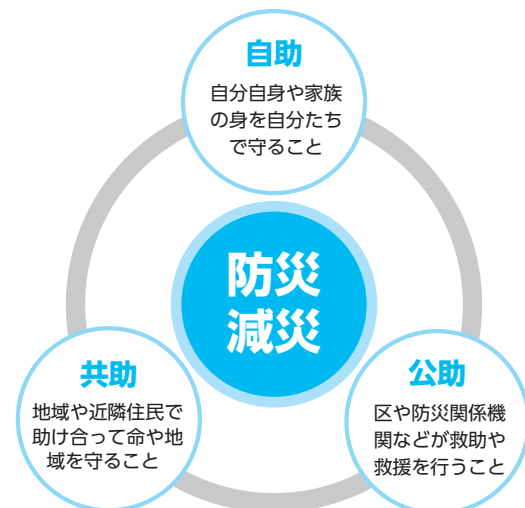
- 常に自らも防災のために備える。
- 地域の連携意識のもとに、自主的な地域防災ができるよう相互に協力する。

事業者の責務 自助、共助

- 施設の適切な管理を行い、従業員や近隣住民の安全を確保する。
- 防災のためのまちづくりに協力するよう努める。

区長の責務 公助

- 墨田区の特性に応じた防災施策を積極的に推進する。
- 関係機関と協力して防災施策を推進する。



災害には、みんなで協力して立ち向かおう！

3-2 自主防災組織

自主防災組織とは、区民自らが防災のための備えをするとともに、地域の連帯意識のもとに、自主的な地域防災ができるよう相互に協力し、防災のためのまちづくりをする組織です。

住民防災組織

町会・自治会を母体として、防災訓練の実施、防災意識の普及啓発等の防災を担う組織で、令和7年4月1日現在計170組織が結成されています。



区民消火隊

町会・自治会の防火部として、震災時における火災発生時に初期消火、避難安全確保等を役割とする組織で、令和7年4月1日現在計51隊が組織されています。



要配慮者サポート隊

町会・自治会の地域ぐるみの連携により要配慮者の安全を確保するため、平常時には個別支援プランの作成を、災害時には避難支援、避難生活支援等を行う組織で、令和7年4月1日現在計149隊が組織されています。



1 地震について学ぼう

2 地震に備えよう

3 地域の取組みを知ろう

4 もし被災したら…

5 非常時はここを確認！

地域防災活動拠点会議

大規模な災害に備えて、町会・自治会の住民防災組織等が避難所となる小中学校を拠点に学区域単位等で集まり、防災活動を行う組織です。

町会・自治会、学校、PTAなどで構成され、日頃から会議や訓練を通じて意思疎通を図っています。令和7年4月1日現在計38拠点で組織されています。



中学生自主防災組織

将来の地域防災リーダーの担い手となる中学校を対象として、若年層の防災意識の高揚、防災行動力の向上を図り、防災教育も兼ねて中学校単位で活動している組織で、令和7年4月1日現在計7校で組織されています。

- 文花中ジュニアレスキュー（平成20年結成）
- 豎中レスキュー（平成22年結成）
- 錦糸中自主防衛隊（平成22年結成）
- 桜堤中火消し隊（平成25年結成）
- 吾嬬立花中レンジャー隊（平成26年結成）
- 吾嬬第二中学校 ボランティア防災部（平成30年結成）
- 両国JSB（令和2年結成）



すみ  だ・ぼうさいコラム

コラム4 | 消防団

その他にも墨田区では「すみだのまちは、自分たちで守る！」を合言葉に本所及び向島の2つの消防団が活動しており、火災などの災害が発生した時の消火活動や平常時における災害活動訓練など、1年を通して様々な活動を行っています。消防団員は地域防災の要として、区内に居住または勤務している会社員、自営業、学生等の様々な方が活躍しています。



3-3 区の取組み

墨田区防災の日

毎月1日（1月は17日）を「墨田区防災の日」と定め、身の回りの点検を行い、防災意識の高揚に努める日としています。



物資

食料品（アルファ米、ライスクッキーなど）や飲料水のほか、生活必需品、簡易トイレなどを避難所に備蓄しています。



消火器

区内各所に写真のような消火器を設置しています。いざという時にご活用ください。



墨田区
消火器の設置



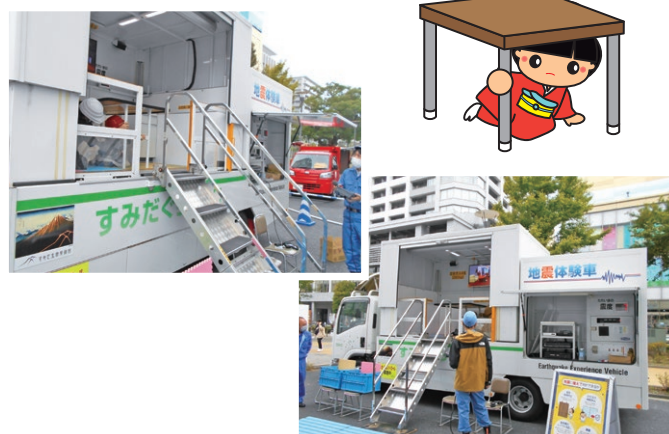
起震車（地震体験車）

体験できる地震の揺れは関東大震災や東日本大震災など、合計9種類あります。

最大震度7まで体験できますので、ぜひご利用ください。

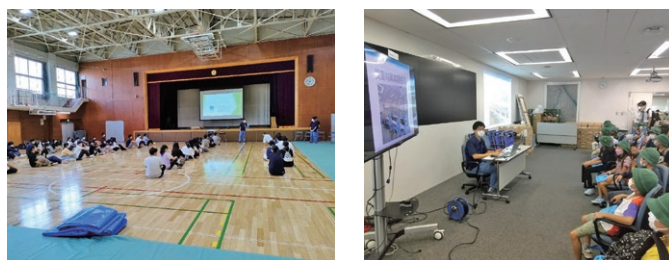


墨田区
起震車、利用申込



防災講話等

防災訓練、防災教育等のあらゆる機会に職員を派遣しての防災講話のほか、動画配信やSNSによる防災意識の普及を行っています。



1 地震について学ぼう

2 地震に備えよう

3 地域の取組みを知ろう

4 もし被災したら…

5 非常時はここを確認！

コラム5 | 防災動画

防災課では地震や風水害に関して、日頃の備えや避難方法を解説した講話動画や避難所にある資器材の取り扱いを説明した動画を作成し、区のホームページや公式YouTubeに公開しています。日頃の防災訓練での活用やいざというときのために、ぜひ活用（視聴）ください。



墨田区
防災講話動画



墨田区
資器材取扱動画

思想啓発事業

区民の防災意識の高揚及び知識・技術の向上を目指し、例年9月ごろに防災フェア・11月ごろに防災フェスタを実施しています。



職員災害対応訓練

地震や風水害に対応した墨田区役所職員向けの訓練を毎年実施しています。災害時には、防災課職員のみならず、様々な部署の職員が協力して対応します。



コラム6 | 墨田区防災士ネットワーク協議会

墨田区では防災施策の担い手を確保するために、防災士の資格を有する住民で構成する墨田区防災士ネットワーク協議会を設置しています。平常時には防災に関する研究及び研修、地域防災活動への協力等、災害時には人命救助及び応急救護活動の実施、要配慮者の安否確認及び避難誘導等を行い、災害対応力を強化しています。



被災地視察

こんな助成もしてます！

3-4 区の制度

木造住宅耐震改修促進助成

平成12年5月31日以前に着工された木造住宅の所有者等が耐震診断、耐震改修工事、除却、耐震装置設置に要する経費の一部を助成します。

問合せ先 不燃・耐震促進課 03-5608-6269

■助成事業一覧 (令和7年12月1日現在)

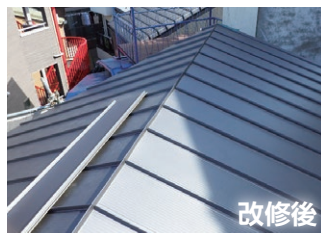
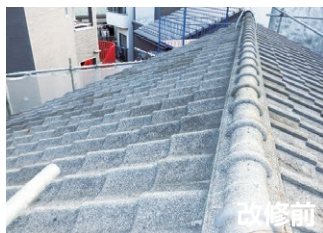
助成事業	助成限度額
耐震診断助成	20万円
耐震改修工事助成	最大190万円
除却助成	50万円
耐震装置設置助成	最大 50万円



耐震改修事業
助成金一覧

■耐震改修工事の例

▼屋根材の軽量化により耐震性が向上



屋根が重いと倒壊
しやすくなるよ！



たいしんくん

▶たすき掛けの筋
交いで壁と柱を
補強



非木造建築物耐震診断助成

昭和56年5月31日以前に着工された非木造建築物の所有者等が耐震診断を実施する場合に要する経費の一部を助成します。

問合せ先 不燃・耐震促進課 03-5608-6269



耐震診断
助成事業

分譲マンション（耐震化促進助成）

昭和56年5月31日以前に着工された分譲マンションの所有者等が、耐震診断・補強設計・耐震改修工事に要する経費の一部を助成します。

問合せ先 不燃・耐震促進課 03-5608-6269



分譲マンション
耐震化促進事業

1 地震について学ぼう

2 地震に備えよう

3 地域の取組みを知ろう

4 もし被災したら…

5 非常時はここを確認！

不燃化助成

不燃建築物の建築に対して助成制度があります。

問合せ先

不燃・耐震促進課 03-5608-6268



不燃化事業
について

家具転倒防止器具等の取付け

対象者

区内在住で、次のいずれかに該当する方

- ①未就学児のいるひとり親世帯の方
- ②満65歳以上の方
- ③身体障害者手帳1～2級・愛の手帳1～3度の方

支援内容

家具転倒防止器具の取付け 上限金額：14,500円

ガラス飛散防止フィルムの取付け 上限金額：17,500円

問合せ先

- ①防災課 防災係 03-5608-6206
- ②高齢者福祉課 支援係 03-5608-6168
- ③障害者福祉課 障害者給付係 03-5608-6163



墨田区
家具転倒防止器具等の
取付け支援制度

すみ



だ・ぼうさいコラム

コラム7

区の防災対策～災害時の協力協定～

「災害時における車両の調達及び運行並びに宿泊施設の確保に関する協定」

区では、令和6年8月23日に、災害時における避難手段の確保を目的とし「東武トップツアーズ株式会社」と協定を締結しました。災害時において高齢者や障害者などの要配慮者は、自力で遠くまで歩いて避難することが難しかったり、移動手段が限られたりするなど、円滑な避難が困難であるとされています。この協定によって、災害時に旅行会社のネットワークを活かしてバスを独自に派遣していただくことで、要配慮者が安心して避難ができるような移動手段の確保につながると考えています。



「災害時における愛玩動物及び飼い主の支援活動に関する協定」

災害時の避難所において、ペットと飼い主が同じ場所で生活を送ることは、衛生面等の課題があり難しいとされています。区では、令和6年11月12日に、「学校法人立志舎 専門学校日本動物21」と協定を締結しました。この協定によって、同校の実習室やフリースペースなどを活用し、避難所の状況や避難者の受入状況に応じて、配慮が必要と認められるペットと飼い主が同室で避難できる場所が提供されます。また、本協定では、指定避難所等へのペットの飼育管理に必要なケージやペットフード、獣医療器具などの物資の提供も盛り込まれています。



4

もし被災したら…



1 地震について学ぼう

2 地震に備えよう

3 地域の取組みを知ろう

4 もし被災したら…

5 非常時はここを確認!

4-1 被災後の避難所生活

「もし」は今来るかも…

避難所での過ごし方

避難所では不特定多数の避難者が共同で生活します。多くの人と過ごすことで災害情報の入手が容易となったり不安がまぎれたりといった利点もありますが、宿泊施設とは異なり快適な生活を送れるわけではありません。避難者はお客様ではないため、ルールを守り助け合って避難生活を送りましょう。また、避難所では配慮が必要な方も生活されます。



在宅避難

避難と聞くと、小中学校等の避難所に行かなければならないと思ってしまうかもしれませんが、そうではありません。自宅の被害が少なく、被災後も継続して生活できるならば自宅で避難生活を送る「在宅避難」が可能です。

そのほか、自宅でなくとも親戚や友人宅に避難する「縁故避難」も方法の一つです。



4-2 被災後の支援

り災証明書

被災した住家などの被害状況を公的に証明するものです。義援金の支給や住宅の応急修理などの被災者支援の手続きに、り災証明書が必要になります。



墨田区
り災証明書

災害廃棄物

災害によって発生する廃棄物のことです。倒壊家屋のがれきや避難所のごみ、し尿や片付けごみなどがあります。災害時には墨田区が収集計画を立てて区内を巡回します。



墨田区
災害時のごみの排出

被災者支援

経済生活面の支援や住まいの確保など様々な制度があります。ここでは一例を紹介します。

- ◆ **親や子どもが死亡した、負傷や疾病による障害が出た、住家が被害を受けた**
 - ▶ 災害弔慰金や災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付があります。
- ◆ **税金や保険料の軽減がしたい**
 - ▶ 地方税の特別措置や国民年金保険料の免除等があります。
- ◆ **応急的に住宅を修理したい**
 - ▶ 住宅の応急修理について、り災証明の区分により助成金等が活用できます。
- ◆ **中小企業事業の再建資金が必要**
 - ▶ 無担保・無保証人での融資や信用保証があります。



墨田区
災害援護制度

問合せ先

P37 「5-2 各種の連絡先」を参照

様々な災害に
対応した
制度があるんだね。
確認しよう！



すみ  だ・ぼうさいコラム

コラム8 | 墨田区災害復興支援組織

災害時の復興体制の一環として、「墨田区災害復興支援組織」を設立しています。

本組織は、事前に区に登録した法律や建築、商工業、福祉など、国家資格又はこれに準じる公的な資格を持った様々な専門家が参加して、平常時から区民の暮らしの復興のための事前準備を行うとともに、防災対策を推進しています。



復興調査

5

非常時は ここを確認！



1 地震について学ぼう

2 地震に備えよう

3 地域の取組みを知ろう

4 もし被災したら…

5 非常時はここを確認！

5-1 防災メモ

事前を書いておこう！

〈地震の時に避難する場所〉

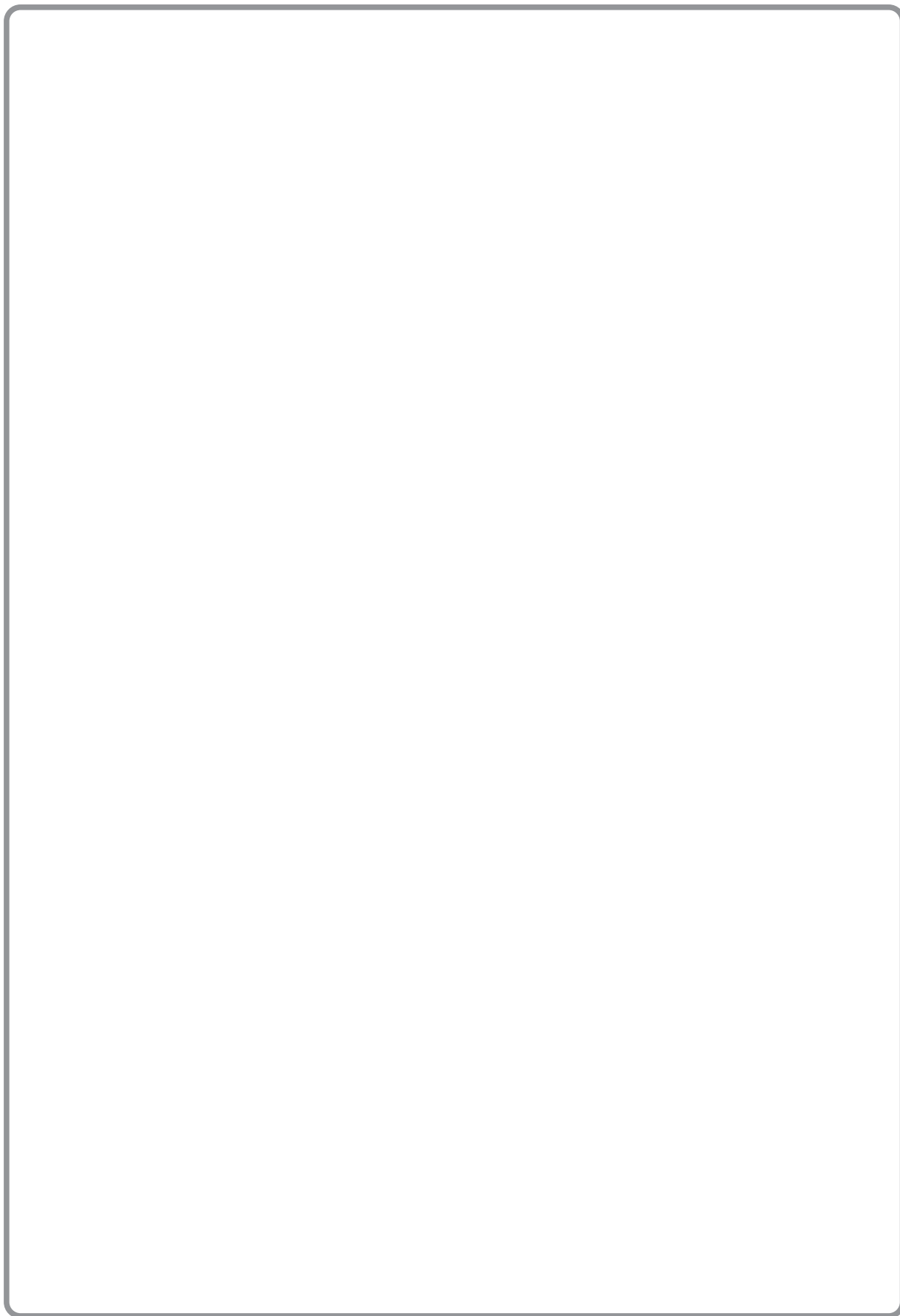
一時集合場所	
避難場所	
指定避難所	
縁故避難する場所 (親戚宅など)	

〈緊急連絡先〉

氏名	続柄	住所	電話


自分だけの避難マップを作成してみよう！

自宅付近を記して、いざというときにどのように避難をするか考えましょう。



5-2 各種の連絡先

◆ 関係機関の主な連絡先

お問い合わせ内容	施設（組織）名	住所	連絡先
区役所へのお問い合わせ	墨田区役所	吾妻橋1-23-20	03-5608-1111
消防・救急へのお問い合わせ	本所消防署	横川4-6-6	03-3622-0119
	向島消防署	東向島6-22-3	03-3619-0119
警察へのお問い合わせ	本所警察署	横川4-8-9	03-5637-0110
	向島警察署	文花3-18-9	03-3616-0110
水道に関すること	東京都水道局 墨田営業所	千歳2-2-11	03-5638-3140
下水道に関すること	東京都下水道局 東部第一下水道事務所 墨田出張所	横網1-4-12	03-3622-7005
電気に関すること	東京電力パワーグリッド コンタクトセンター	-	0120-995-007 または 03-6375-9803（有料）
ガスに関すること	東京ガスネットワーク （ガス漏れ専用）	-	0570-002299 または 03-6735-8899
電話に関すること	NTT東日本 	-	【サービスに関する場合】 局番なしの116 （携帯電話・弊社以外の固定電話） 0120-116-000 【故障の場合】 URL：https://web113. ntt-east.co.jp （左記QRコード）
墨田区内の河川（荒川と隅田川を除く）に関すること	都市整備課	吾妻橋1-23-20	03-5608-6294

◆ 被害にあった時の連絡先

お問い合わせ内容	施設（組織）名	住所	連絡先	
り災証明書の発行	窓口課 管轄区域：本所、東駒形、吾妻橋、向島、 押上二丁目	吾妻橋1-23-20	03-5608-6104	
	緑出張所 管轄区域：両国、千歳、緑、立川、菊川、江東橋、 横網、亀沢、石原、錦糸、太平	緑3-7-3	03-3634-2656	
	文花出張所 管轄区域：横川、業平、押上一丁目、押上三丁目、 京島二丁目、京島三丁目、文花、立花、 東墨田	文花1-32-1-102	03-3611-4723	
	墨田二丁目出張所 管轄区域：堤通、墨田	墨田2-36-11	03-3614-1900	
	東向島出張所 管轄区域：東向島、京島一丁目、八広	東向島2-38-7	03-3610-5250	
	本所消防署	横川4-6-6	03-3622-0119	
	向島消防署	東向島6-22-3	03-3619-0119	
ごみ処理	すみだ清掃事務所	業平5-6-2	03-5608-6922	
健康相談	健康推進課（すみだ保健子育て総合センター2F）	横川5-7-4	03-3622-9152	
災害弔慰金、災害障害見舞金等	地域福祉課	吾妻橋1-23-20	03-5608-1163	
中小企業への融資	経営支援課	吾妻橋1-23-20	03-5608-6183	
生活福祉資金の貸し付け	墨田区社会福祉協議会 福祉資金担当	東向島2-17-14	03-3614-3902	
税金の免除	国税	本所税務署	業平1-7-2	03-3623-5171
		向島税務署	東向島2-7-14	03-3614-5231
	都税	墨田都税事務所	業平1-7-4	03-3625-5061
	区税	税務課	吾妻橋1-23-20	03-5608-6142
国民健康保険料の相談			03-5608-6523	
後期高齢者医療保険料の相談	国保年金課	吾妻橋1-23-20	03-5608-8100	

1 地震について学ぼう

2 地震に備えよう

3 地域の取組みを知ろう

4 もし被災したら…

5 非常時はここを確認！

墨田区



墨田区地震ガイドブック

問合せ先

墨田区都市計画部危機管理担当防災課

TEL 03-5608-6206

FAX 03-5608-6425

メールアドレス BOUSAI@city.sumida.lg.jp

令和8年4月版

